

企画提案応募要領

1 趣旨・目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）、児童福祉法（平成24年法律第15号）及び各種通知等に基づき、沖縄県が指定権者となっている障害福祉サービス事業について、変更届等の手続きの申請受付・審査等の業務を補助し、円滑な行政サービスの運営に資することを目的とし、業務を委託する者を選定するため、企画提案を募集する。

2 業務委託の内容

- (1) 業 務 名 令和8年度障害福祉サービス事業所等指定における申請受付・審査等補助業務
- (2) 事業期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (3) 業務内容 別添 企画提案仕様書のとおり

3 応募資格

次の要件を全て満たす法人、又は複数の法人からなる共同事業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある法人ではないこと。
- (4) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
- (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。
- (9) 沖縄県内に本店又は支店を有する法人であり、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (10) 今回の業務委託を遂行するために必要な経営基盤を有する者であること。
- (11) 今回の業務委託を遂行するために必要な知識及び実績等を有する者であること。
- (12) 共同事業体で実施する場合は以下の要件を満たすこと。
 - ア 共同事業体を代表する法人が応募を行うこと。
 - イ 共同事業体を構成する全ての法人において、事業を円滑に推進する能力を有する1名以上の主たる担当者を割り当てること。
 - ウ 全ての構成員が上記の応募資格(1)から(8)までの要件を満たし、代表する法人が上記の応募資格(9)から(11)までの要件を満たすこと。
 - エ 共同事業体の構成員は、当事業に応募する他の共同事業体の構成員となることはできない。

4 見積りの上限額

見積りの上限額は、12,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

ただし、この金額は企画提案のために設定したものであり、必ずしも契約金額とはならない。

また、本業務の対象とする経費は、事業の執行に直接必要な経費及び事業成果のとりまとめに必要な経費であり、主な対象経費は企画提案仕様書 7 経費の計上を参照すること。

5 スケジュール

- (1) 企画提案公募に係る質問受付期限 令和8年9月10日（木）17時
- (2) 企画提案書提出期限 令和8年9月17日（木）15時 ※必着
- (3) 一次審査（書面）結果通知 令和8年9月24日（木）頃（予定）
- (4) 二次審査（プレゼンもしくは書面）令和8年9月29日（火）頃（予定）

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 【様式1】企画提案応募申請書
 - イ 【様式2（任意様式）】企画提案書（※ A4版横置き・横書きを基本とする）
 - ウ 【様式3】法人概要（※ 直近3期分の決算書及びパンフレット等も添付すること。）
 - エ 【様式4（任意様式）】積算書
 - オ 【様式5（任意様式）】事業計画
 - カ 【様式6（任意様式）】執行体制
 - キ 【様式6-2】業務経歴書
 - ク 【様式7】実績書
 - ケ 【様式8】誓約書
 - コ 納税証明書（県税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類）
 - サ 申請日直近の、労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し
 - シ 申請日直近の、厚生年金・健康保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し
 - ス 共同事業体協定書（共同事業体のみ）
- ※ 共同事業体の場合、「ウ 法人概要」「ケ 誓約書」については、構成員毎に作成し、提出すること。

(2) 提出書類の仕様

- ア 提出書類は(1)ア～スの順で並べ、様式と様式の間には白紙（合紙）を挟み、白紙（合紙）にインデックスを付すこと。
- イ (1)イ 企画提案書は、A4版（色刷り可）横置きを基本とする。作成に当たっては、理解を容易にするため、イラスト・イメージ図等を使用してもよい。
- ウ 長辺2穴パンチ、クリップ止めで提出すること（ホッチキス、ファイル閉じ不可）
- エ 各書類には、表紙・目次・合紙を除いて、通し番号によるページを付すこと。
- オ 両面印刷を使用する場合、縦置き資料は左右開き、横置き資料は上下開きで印刷すること。

(3) 提出方法

企画提案書等の提出は、以下のとおり書類を郵送又は持参することにより受け付ける。ただし、郵送の場合は書留郵便等、記録が残る方法で行うものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。

- ア 提出場所 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2（県庁3階）
沖縄県生活福祉部障害福祉課

イ 提出部数 (1)で示した書類を紙で7部提出すること(正1部、コピー6部)

7 質疑応答

質問は、【様式9】質問書によりメールにて受け付ける。(電話は不可)

(1) 質問書送付先

アドレス aa029017@pref.okinawa.lg.jp (沖縄県生活福祉部障害福祉課)

件 名 【質問書】令和8年度障害福祉サービス事業所等指定における申請受付・審査等
補助業務企画提案

(2) 回答方法

質問事項に対する回答は、障害福祉課ホームページに随時掲載する。

(3) 受付期限

令和8年9月10日(木)17時

8 企画提案の審査

(1) 一次審査(書面)

沖縄県生活福祉部障害福祉課において審査を行い、主に応募資格等の確認を行う。ただし、応募者が多数の場合は、一次審査において数者を選定する可能性がある。選定された提案者に対しては、結果及び二次審査の実施日時等を通知し、選定されなかった提案者に対しては、結果のみを通知する。なお、通知は電子メールで行う。

(2) 二次審査(プレゼンテーションもしくは書面)

沖縄県に設置する選定委員会において、提案内容等について、審査基準に沿って審査を行い、最も優れた提案者を選定する。(詳細については、一次審査後に通知する)

9 審査基準

選定委員会においては、主に以下の事項等について審査を行う。

- (1) 適合性 事業の趣旨と企画提案の内容が合致していること。
- (2) 具体性 仕様書に基づき、本事業を効果的に実施するための企画内容や業務実施の手法が明確で具体的であること。
- (3) 実現性 企画提案の内容や事業実施の方法が妥当であり、本事業で目指す成果が期待できるか。また、企画内容を実施していくためのノウハウ、組織体制、財政基盤など必要な業務遂行能力が備わっていること。
- (4) 妥当性 企画内容・業務内容を遂行するにあたり、妥当な積算となっていること。
- (5) 実績 本事業を遂行するにあたり、十分な実績及び成果があるか。

10 委託契約

最も優れた企画を提案した者を第一位入選者とする。沖縄県は、原則として第一位入選者と委託内容について協議を行い、委託契約を行う。ただし、第一位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約を行うものとする。

11 その他

- (1) 書類提出等にあたり使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 今回の公募は委託契約候補者を選定するものであり、契約締結を保証するものではない。

- (3) 仕様書は、今回の公募のために設定したものであり、実際の委託契約における仕様書と異なる場合がある。
- (4) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。
- (5) 当該提案に関する経費（参加申込書及び企画提案書の作成や提出に係る経費、プレゼンテーションへの出席に係る経費等）は提案者の負担とし、提出物は返却しない。
- (6) 1事業者（又は1共同事業体）につき、企画提案は1件とする。
- (7) 提出された企画提案書・審査内容・審査経過については公表しない。
- (8) 業務委託の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属する。
- (9) 支払いについては原則精算払いとする。ただし、特に必要と認められる場合は、一定の金額を概算払いすることができる。
- (10) 当該提案に係る提出書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、選定の取消、委託契約の破棄、委託費の返還等の措置をとることがある。
- (11) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

12 お問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2（県庁3階）沖縄県生活福祉部障害福祉課
TEL 098-866-2190／メール aa029017@pref.okinawa.lg.jp